

環境経営レポート

【取組期間：2023年8月1日～2024年7月31日】

第04号



発行日：2024年10月25日

サンケン起工株式会社

目 次

・ 組織の概要	・ ・ ・ ・ ・ P 1
・ 実施体制	・ ・ ・ ・ ・ P 4
・ 環境経営方針	・ ・ ・ ・ ・ P 5
・ 環境経営目標	・ ・ ・ ・ ・ P 6
・ 環境経営計画	・ ・ ・ ・ ・ P 7
・ 環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境経営目標	・ ・ ・ ・ ・ P 8
・ 環境経営計画の取組結果とその評価，及び次年度の環境経営計画	・ ・ ・ ・ ・ P 9
・ 当社の取り組み	・ ・ ・ ・ ・ P 10
・ 地域との融合活動	・ ・ ・ ・ ・ P 11
・ 環境関連法規等の順守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟の有無	・ ・ ・ ・ ・ P 12
・ 代表者による全体の評価と見直し・指示	・ ・ ・ ・ ・ P 13

組織の概要

1. 事業者名及び代表者名

サンケン起工株式会社
代表取締役: 鈴木 誠治

2. 所在地

愛知県愛知郡東郷町大字春木字新池3922番地736

3. 会社履歴

法人設立 1996年10月 資本金 1000万円 事業年度 当年8月～翌年7月

4. 環境管理の責任者及び担当者氏名、連絡先

環境管理責任者: 笹原 孝太
担当者 : 笹原 孝太
連絡先 TEL 0561 - 37 - 2507

5. 事業の概要

・産業廃棄物中間処理業

6. 事業の規模(事業年度: 当年8月～翌年7月)

年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	2020年8月1日 ～ 2021年7月31日	2021年8月1日 ～ 2022年7月31日	2022年8月1日 ～ 2023年7月31日	2023年8月1日 ～ 2024年7月31日
売上高(円)	868,991,645	866,935,630	810,160,942	666,386,403
従業員数(人)	18	18	18	18
延床面積(m ²)	3094.86m ²	3094.86m ²	3094.86m ²	3094.86m ²

7. レポートの取組期間及び発行日

取組期間(2023年8月1日～2024年7月31日)
発行日(2024年10月25日)

8. 対象範囲(認証・登録範囲)

対象活動: 中間処理業
対象組織: 本社(全組織・全活動)

9. 受託した廃棄物の処理量

	廃棄物の種類	処理方法等	単位	処理量 (2020年度)	処理量 (2021年度)	処理量 (2022年度)	処理量 (2023年度)
中間処理	木くず	選別	t	122.91	0.00	0.00	0.00
	廃プラスチック類	圧縮	t	134.24	7,621.40	6,260.12	5,118.66
	がれき類	破碎	t	0.00	0.00	22.20	0.00
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	t	0.00	0.00	206.30	0.00
	混合廃棄物	選別・破碎・圧縮	t	37,974.20	20,639.84	20,309.36	23,837.50
	木くず	選別	t	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃プラスチック類	圧縮	t	0.00	0.00	0.00	0.00
	がれき類	破碎	t	0.00	0.00	0.00	0.00
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	t	0.00	0.00	0.00	0.00
	混合廃棄物(金属くず)	選別・破碎・圧縮	t	138.91	138.64	98.31	149.88
小計			t	138.91	138.64	98.31	149.88
合計			t	38,231.35	28,261.24	26,797.98	28,956.16

10. 産業廃棄物処分許可の内容

種類	許可都道府県及び政令市	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	施設の種類	設置の場所	設置年月日	産業廃棄物の種類及び処理能力
産業廃棄物処分業	愛知県	第02320050988号	令和3年7月10日	令和8年7月9日	事業の用に供する全ての施設	圧縮施設 (№1)	愛知県愛知郡東郷町大字春木字新池3922番地736 平成24年1月5日	廃プラスチック類:208.8t/日(8.0時間)
						選別施設 (№2)	愛知県愛知郡東郷町大字春木字新池3922番地736 平成19年11月1日	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類:227.04t/日(8.0時間)
						破碎施設 (№3)	愛知郡東郷町大字春木字新池3922番地736 平成19年10月6日	廃プラスチック類、:3.36t/日(8.0時間)
								木くず:4.64t/日(8.0時間) 金属くず:2.48t/日(8.0時間) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず:4.08t/日(8.0時間) がれき類:4.4t/日(8.0時間) 紙くず:0.96t/日(8.0時間) 繊維くず:0.4t/日(8.0時間) ゴムくず:2.56t/日(8.0時間)

11. 処理施設関係

施設の種類の	機種名	処理能力
圧縮施設	(株)昭和 SW770型	208.8t/日(8.0)時間
選別施設	ピックアップコンベアベルト 900W×14.1m 5kw	227.04t/日(8.0)時間
破碎施設	ホーワエンジニアリング(株) HMA-50型	0.4～4.64t/日(8.0)時間

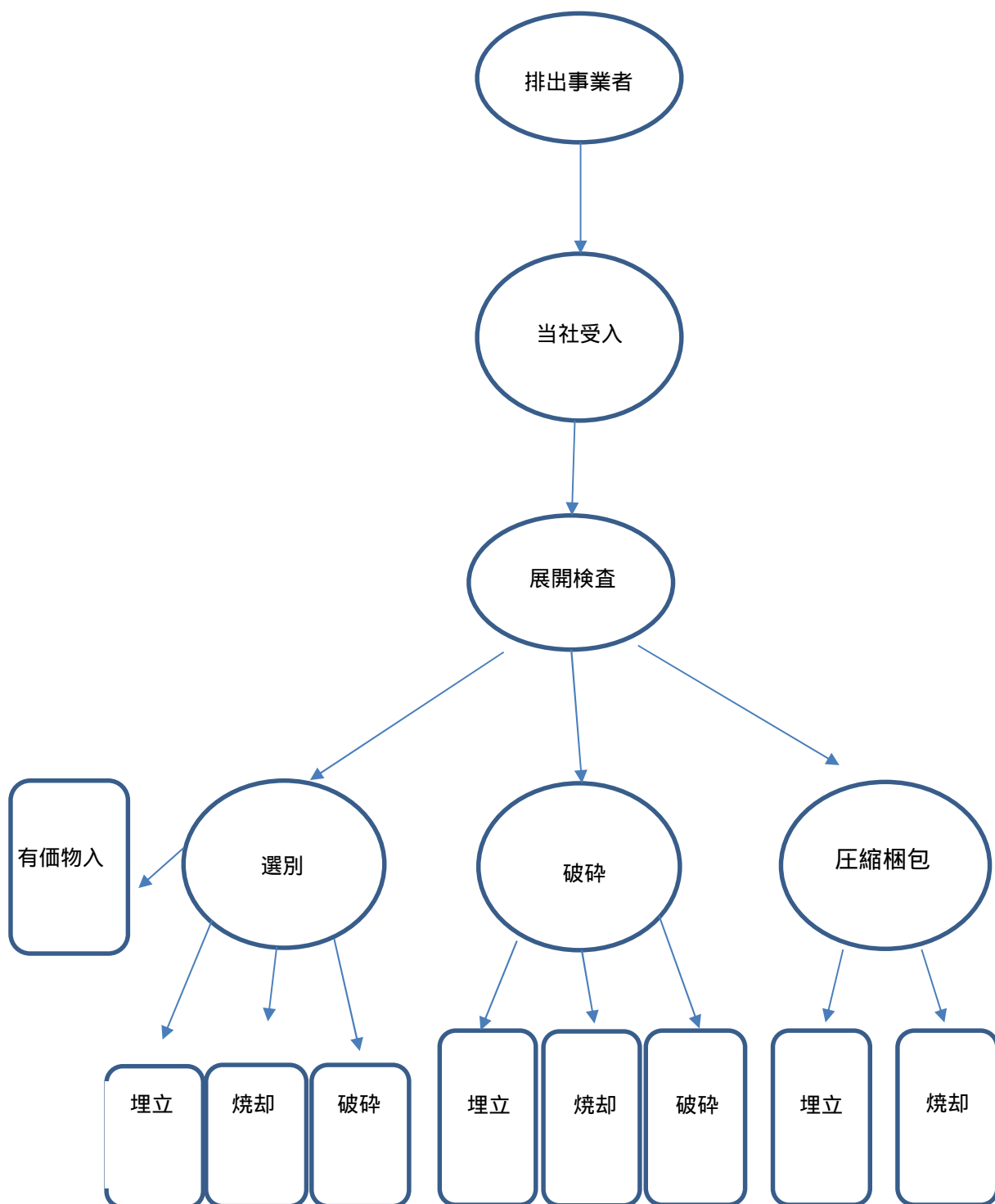
12. 重機等

種類	台数
油圧ショベル	4台
ホイールローダー:1台	1台
クランプリフト	1台

13. 施設等の状況(処分業者のみ)

処理施設の種類、処理する産廃の種類、処理能力(規模)

処理方式、処理工程図

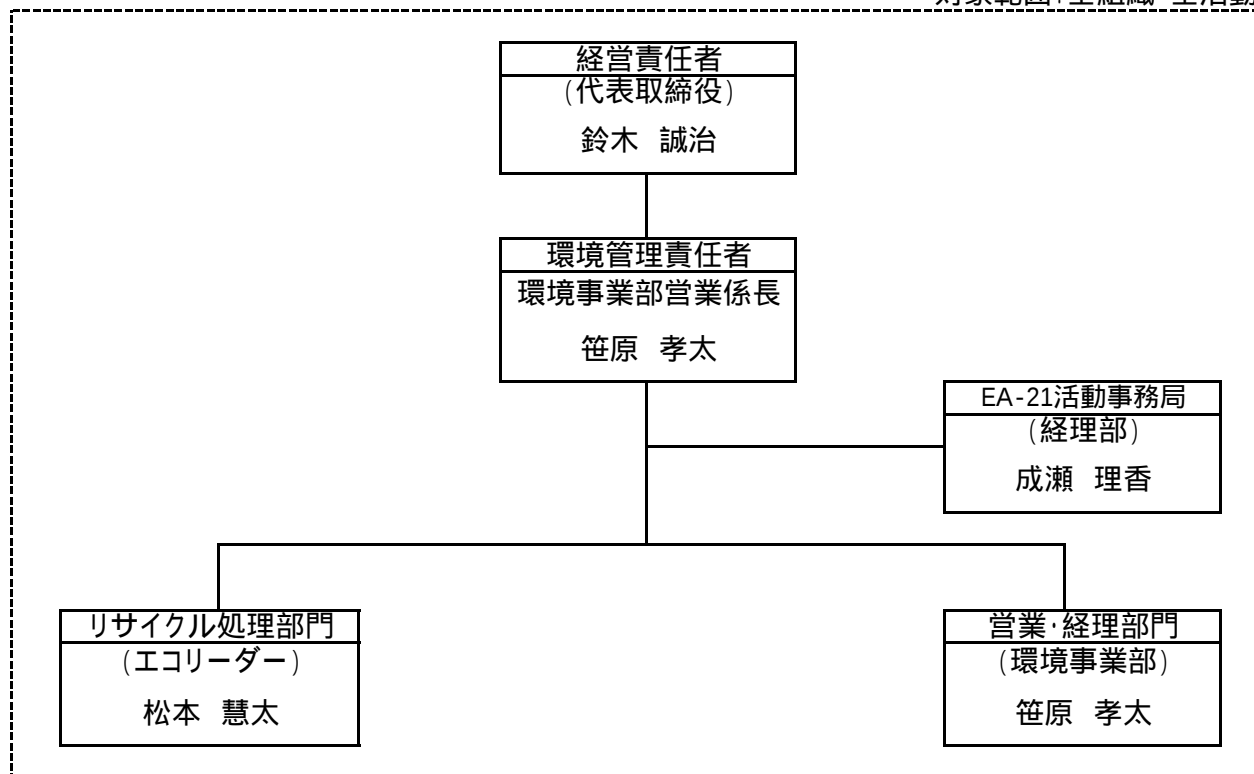


実施体制

作成日: 2022年1月17日

作成者: 成瀬 理香

対象範囲: 全組織・全活動



< 環境管理組織における機能 >

経営責任者

- 環境経営全般に対する責任と権限
- 環境経営方針の作成と社員への周知
- 環境管理責任者の任命
- 実施体制の構築
- 経営における課題とチャンスを整理し、明確にする
- 全体の評価と見直し

環境管理責任者

- 環境経営活動の推進
- 環境経営目標及び環境経営計画の作成
- 環境経営推進会議の実施
- 経営者への進捗報告

EA-21活動事務局

- 各部門のデータのまとめ
- 環境経営計画の予実績管理
- 環境負荷・環境への取組みの自己チェックの実施
- 環境管理責任者補佐
- 環境関連法規制等最新版管理
- 文書・記録の管理

各部門

- 環境経営計画の実施
- 月別部門データの集計
- 問題点の把握と是正の実施
- 推進会議の出席
- 従業員教育

環境経営方針

[環境経営理念]

当社は、サンケン起工株式会社の社是・社訓、経営理念に基づき、中間処理業を通じて、地球温暖化問題への取り組みや地域の環境活動に自主的・積極的に取り組みます。そして、循環社会形成に取り組む企業を目指します。

[基本方針]

当社は、環境理念に基づいた環境経営システムを構築し、環境負荷を軽減すると共に、環境に配慮した継続的な活動を展開いたします。

1. 全員で環境保全活動を展開し、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量の削減に努めます。
 - 1) 電気、軽油の省エネルギー活動の推進
 - 2) 作業の効率化に努め生産性を高めます。
 - 3) 社内での連携を密にして連携しやすい体制を作ります。
 - 4) 受託した廃棄物は、適正処理・徹底した分別でリサイクルの推進に努めます。
 - 5) 節水活動による水使用量の削減に努めます。
2. 廃棄物排出事業者に対して分別排出の指導・支援に努めます。
3. 環境関連法規制等の遵守
環境関連法規制及びその他の規制を遵守致します。
4. 環境経営の継続的改善
環境経営の継続的な改善を実施します。
5. 環境コミュニケーションの積極的実施
社外においては、環境経営レポートを公開し、利害関係者とのより良いコミュニケーションを実践します。
6. 経済・社会・政策等の状況を踏まえ、環境経営の継続的改善を推進します。

社内においては、全従業員に、この環境経営方針及び必要事項を周知し、全社員参画による取組を展開します。

制定日 2021年5月1日
サンケン起工株式会社
代表取締役 鈴木 誠治

環境経営目標

短期及び中長期の環境経営目標

項目		単位	基準年度	目標年度			
			2019年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			2019年8月 ～ 2020年7月	2021年8月 ～ 2022年7月	2022年8月 ～ 2023年7月	2023年8月 ～ 2024年7月	2024年8月 ～ 2025年7月
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂	407,374	-1%	-2%	-3%	-4%
内訳	購入電力	kwh	226,714	-1%	-2%	-3%	-4%
	ガソリン	L	2,415	-1%	-2%	-3%	-4%
	軽油	L	113,895	-1%	-2%	-3%	-4%
	灯油	L	614	-1%	-2%	-3%	-4%
水使用量		m ³	1,625	-1%	-2%	-3%	-4%
排出事業者への分別指導		件	-	30	40	50	50
再資源化できる処分業者の開拓		件	-	1	1	1	1
受諾産業廃棄物リサイクル率		%	8.2%	+1%	+1.5%	+2%	+2.5%
中間処理 後の産業 廃棄物	最終処分量	t	19,360	-1%	-1.5%	-2%	-2.5%
	中間処理(再資源化等)量	t	1,591	-1%	-1.5%	-2%	-2.5%

< 備考 >

1. 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用) - R1年度実績 - R3.1.7環境省・経済産業省公表のENEOS(株)の調整後排出係数「0.494kg-CO₂/kWh」を使用した。

2. 自らの事業活動による一般廃棄物及び産業廃棄物については、分別等を心掛けていることから殆ど発生しない。その様なことから環境経営目標に掲げていない。

環境経営計画

(取組期間:2023年8月1日～2024年7月31日)

目的	区分	項目	責任者	活動項目	スケジュール											
					8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
二酸化炭素の排出量削減	購入電力	照明	松本	消灯の徹底(1回/週チェックする)												
				使用していない部屋の消灯												
				節電表示												
		空調	松本	温度設定夏28 冬20												
				フィルター定期清掃	月末		月末		月末		月末					月末
				使用していない部屋の空調停止												
				遮光対策												
				確認表示												
		工場機械	松本	省エネ運転の励行												
	軽油	重機	松本	エコドライブ												
				日常点検の実施												
廃棄物の排出量削減	事務所		成瀬	コピー用紙の両面使用												
				封筒の再利用												
				集約化購買												
				FAXのPDF化												
				3Rの実践												
				廃棄物の分別とリサイクル												
	現場		松本	古紙、カン、ビン、ペットボトル等の分別化												
			木内	新規顧客の開拓												
水使用量の削減	上水		成瀬	節水表示												
排出事業者への分別指導	現場		木内	取引先への教育方法の検討												
再資源化できる処分業者の開拓	現場		木内	営業活動による新規開拓。												

環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境経営目標

取組期間(2021年8月～2022年7月)の実績

項目		単位	基準期間	取組期間				
			2019年8月 ～ 2020年7月	2023年8月 ～ 2024年7月				
			基準値	目標削減率	目標値	実績削減率	実績値	評価
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂	407,374	-3%	399,227	5.5%	421,116	×
内訳	購入電力	kwh	226,714	-3%	222,180	64.8%	366,191	×
	ガソリン	L	2,415	-3%	2,367	-93.7%	148	○
	軽油	L	113,895	-3%	111,617	-17.2%	92,432	○
	灯油	L	614	-3%	602	-6.6%	562	○
水使用量		m ³	1,625	-3%	1,593	-79.2%	331	○
排出事業者への分別指導		件	-		30		31	○
再資源化できる処分業者の開拓		件	-		1		2	○
受託産業廃棄物リサイクル率		%	8.2%	+2%	10.2%		0.51%	×
中間処理後の産業廃棄物	最終処分量	t	19,360	-2%	18,973	-62.1%	7,199	○
	中間処理(再資源化等)量	t	15,910	-2%	15,592	40%	21,758	×

<備考>

実績削減率: [(実績値 - 目標値) ÷ 目標値] × 100

<評価>

購入電力	取組結果	目標未達成
	原因	仕事量の増加
	是正	再度、節電の徹底を図る。
受託産業廃棄物リサイクル率	取組結果	目標未達成
	原因	受託した産業廃棄物の種類の変動
	是正	再資源化できる処分業者の開拓, 再資源化できる処分業者の開拓
中間処理後の産業廃棄物(再資源化等量)	取組結果	目標未達成
	原因	受託した産業廃棄物の種類の変動
	是正	再資源化できる処分業者の開拓, 再資源化できる処分業者の開拓
	取組結果	
	原因	
	是正	

次年度の環境経営目標

「環境経営目標」の「短期及び中長期の環境経営目標」の2023年度の通り

環境経営計画の取組結果とその評価、及び次年度の環境経営計画

取組期間：2023年8月～2024年7月

評価者：環境管理責任者 笹原 孝太

目的	項目	活動項目	評価		今後(次年度)の取組
			評価	内容	内容
二酸化炭素の排出量削減	照明	消灯の徹底(1回/週チェックする)	○	徹底されている	継続実施
		使用していない部屋の消灯	○	徹底されている	継続実施
		節電表示	○	表示OK	継続実施
	空調	温度設定夏28 冬20	○	表示、朝礼時説明	継続実施
		フィルター定期清掃	○	月一度実施	継続実施
		使用していない部屋の空調停止	○	徹底されている	継続実施
		遮光対策	○	計画作成	継続実施
		確認表示	○	表示OK	継続実施
	工場機械	省エネ運転の励行		まあまあできた	強化して継続実施
	重機	エコドライブ	○	朝礼時に指示	継続実施
		日常の実施	○	徹底されている	継続実施
廃棄物の排出量削減	事業所	コピー用紙の両面使用	○	裏紙使用	継続実施
		封筒の再利用	○	社内便活用	継続実施
		集約化購買	○	徹底されている	継続実施
		FAXのPDF化	○	徹底されている	継続実施
		3Rの実践	○	徹底されている	継続実施
		廃棄物の分別とリサイクル	○	分別基準と実施	継続実施
	現場	古紙、カン、ビン、ペットボトル等の分別化	○	徹底されている	継続実施
		新規顧客の開拓	○	1社開拓	継続実施
水使用量の削減	上水	節水表示	○	表示OK	継続実施
排出事業者への分別指導	現場	取引先への教育方法の検討	○	検討実施	継続実施
再資源化できる処分業者の開拓	現場	営業活動による新規開拓方法の検討。	○	検討実施	継続実施

<備考>

評価判定：○(良くてきた) (まあまあできた) ×(できなかった) -(実施が見送られた)

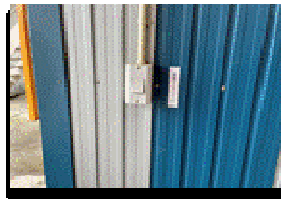
当社の取組み

社内注意書きで社員の意識づけ

● 節水



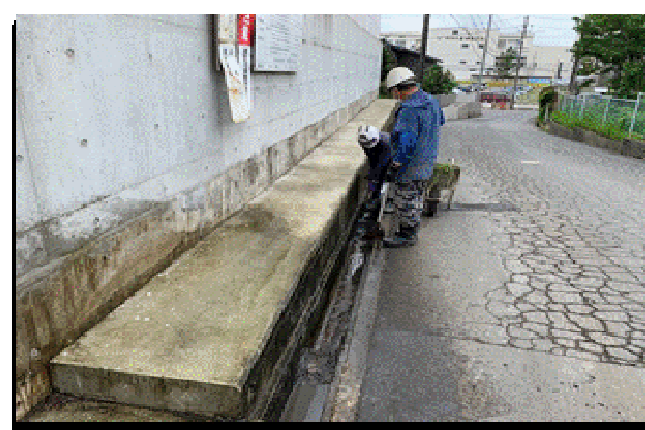
● 節電



● 室内温度調整



地域との融合活動



環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

1. 環境関連法規の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価日 2024年10月20日

評価者 環境管理責任者 笹原 孝太

法律・条例			条項	遵守事項または規制基準	当社の適用及び対応	遵守評価
義務	法令	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	・保管基準の遵守、保管場所の表示(60cm×60cm 以上掲示) ・廃棄物の悪臭・飛散防止	○
			第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○
			第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結	○
			第12条の3第1項	マニフェストの交付		○
			第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票、5年間保管	○
			第12条の3第3項	収集・運搬業者の管理票交付者へのマニフェスト返却	B1票の90日以内の送付等	○
			第12条の3第4項	中間処理業者の管理票交付者へのマニフェスト返却	D票の180日以内の送付等	○
			第12条の3第6項	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○
			第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○
			第12条の3第8項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのB2(90日以内)、D、E票(180日以内)の期間内返却	○
			第14条第1項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の許可	県知事の許可	○
			第14条第12項	産業廃棄物処理基準の遵守	産業廃棄物収集運搬業者	○
			第14条の2	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者許可等変更	県知事の許可	○
			第15条	産業廃棄物処理施設設置の許可	・廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場等 ・都道府県知事の許可	○
			第16条	不法投棄の禁止		○
		浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃に実施	保守点検及び定期清掃の実施	○
			第11条	指定検査機関による水質に関する検査の実施	法定検査の実施(1回/年)	○
		フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	第16条	第1種特定製品(空調機7.5kw以下)	簡易点検の実施(1回/3ヶ月)	○
		家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電廃棄時のサイクル料金の支払	本取組期間該当なし
		消防法	第9条の4	指定可燃物の届出	紙屑、プラスチック類	○
	愛知県条例	廃棄物の適正な処理に関する条例	第7条	委託先の現地確認		○
			第8条	県外産業廃棄物の搬入届と実績報告		○
責務・努力	法律	リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	本取組期間該当なし

2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟も過去3年間ありませんでした。

代表者による全体の評価と見直し・指示

作成 2024年10月24日

1・見直し 関連情報	項 目		確認	:(必要に応じて評価・コメント記載)
	1	エコアクション21文書	✓	記録・文書として作成しました。
	2	環境経営目標及び目標達成状況	✓	受諾産業廃棄物リサイクル率及び中間処理後の産業廃棄物は目標未達
	3	環境経営計画及び取り組み実施状況	✓	継続して取り組みます
	4	環境関連法規要求一覧及び遵守状況	✓	記録に記載いたしました。
	5	外部コミュニケーション・対応記録	✓	特に問題ありませんでした。
	6	問題点の是正・予防措置の実施状況	✓	特にありませんでした。
	7	取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	✓	継続して取り組みます
	8	その他()	□	

2・代表者による全体評価・見直し指示

我が社は、エコアクション21を取り組んで約3年間が経過してした。その結果、軽油、灯油及び水使用量については、目標を達成することができました。

この結果は、今後、産業廃棄物処分業界としては、事業展開を運営するに際して、環境問題に対して積極的に対処することが必要との考えより、社員一同がエコアクション21の取組内容を理解し、取り組んだ成果と捉えています。

また、一方において二酸化炭素排出量、購入電力、受諾産業廃棄物リサイクル率及び中間処理後の産業廃棄(再資源化等量)については、目標を達成することができませんでした。この原因は、仕事量が増加したことや受入した廃棄物内容が変化した為であり、中間処理を生業としている当社にとっては、改善することは難しい面があります。その中においても、従業員に対して目標達成に向けて努力する様に指示したところです。

いずれにしても、この度エコアクション21にチャレンジしたことは、当社にとって大変有意義であり、環境経営に取り組むことが必要であることを再認識致しました。今後についても、社員一同が一丸と練って具体的な環境への取組を積極的に実施し、事業活動により発生する環境負荷量を削減して参りたいと考えています。

2024年10月24日
サンケン起工株式会社
代表取締役 鈴木 誠治

見直し項目		変更の 必要性	「有」の場合の指示事項等
1	環境経営方針	有・ ☒ 無	
2	環境経営目標	有・ ☒ 無	
3	環境経営計画	☒ 有・無	目標達成に向けて、再度、行動する様に指示
4	環境に関する組織(実施体制含め)	有・ ☒ 無	
5	その他のシステム要素	有・ ☒ 無	
6	その他(外部への対応)	有・ ☒ 無	